

障害者総合支援法の自立支援医療について

- ・自立支援医療は市町村役場で申請を行い認定されると、受給者証と自己負担上限額管理票（生活保護の方は管理票はありません）が発行されます。
- ・自立支援医療は認定された指定自立支援医療機関でのみ有効となります。
（受給者証に記載されていない他の医療機関では適応されません）
- ・月額負担上限額（受給者証に記載）とは、指定自立支援医療機関での医療費の月の自己負担の上限額で、その金額以上の医療費は発生しません。

《自立支援医療制度の概要》

- ①原則、総医療費の1割を負担することになりますが、所得に応じて月当たりの負担上限が設定されます。
- ②継続的に相当額の医療費負担がある方には、月当たりの負担上限額が設定されます。
- ③自立支援医療の有効期限は1年以内です。
- ④指定した医療機関や薬局・訪問看護事業者で、自立支援医療を受けます。
（指定自立支援医療機関）

◎所得区分、自立支援医療の対象、自己負担の概要

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税		市町村民税 (所得割) 2万円未満	市町村民税 (所得割) 2万円≦ 市町村民税 <20万円	市町村民税 (所得割) 20万円 ≦市町村民税
	低所得1 本人収入 ≦80万円	低所得2 本人収入 >80万円			
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	医療保険の (1割)	自己負担限度額 負担)	公費負担の対象外 (医療保険の 負担割合 自己負担限度額)
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

お問い合わせ先（旭川市在住の場合）

旭川市役所

障害福祉課 障害福祉係

TEL 0166-25-9855 (FAX 0166-24-6967)

旭川市7条通9丁目48番地